

改定理由	一部改正			
	現 行	改 正	備 考	
	<p>(システム使用料)</p> <p>第8条 情報共有システムの使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土木工事</p> <p>情報共有システムに要する使用料は共通仮設費に含まれるものとする。</p> <p>(2) 委託業務</p> <p>情報共有システムに要する使用料は次に含まれるものとする。</p> <p>ア 測量業務 : 間接測量費</p> <p>イ 地質調査業務 : 業務管理費</p> <p>ウ 土木設計業務 : 間接原価</p> <p>エ 洪水痕跡調査業務 : 間接調査費</p> <p>2 山間部等における電波の確保が困難な環境での通信環境整備(衛星通信等)に要する費用については、機器本体の費用を除く、通信費を受注者からの見積りを確認の上、計上することとする。この際、これらの費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象外とする。</p> <p>-(工事成績評定)-</p> <p>第9条 土木工事においては、本要領に基づき情報共有システムを使用した場合は、主任監督員又は現場監督員による評価(5. 創意工夫1. 創意工夫【その他】)にて評価するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第10.9条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。</p>	<p>(システム使用料)</p> <p>第8条 情報共有システムの使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土木工事</p> <p>情報共有システムに要する使用料は共通仮設費に含まれるものとする。</p> <p>(2) 委託業務</p> <p>情報共有システムに要する使用料は次に含まれるものとする。</p> <p>ア 測量業務 : 間接測量費</p> <p>イ 地質調査業務 : 業務管理費</p> <p>ウ 土木設計業務 : 間接原価</p> <p>エ 洪水痕跡調査業務 : 間接調査費</p> <p>2 山間部等における電波の確保が困難な環境での通信環境整備(衛星通信等)に要する費用については、機器本体の費用を除く、通信費を受注者からの見積りを確認の上、計上することとする。この際、これらの費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象外とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。</p>	記載の削除	
注意事項				(控え頁)